

## 権限委譲規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「当財団」という。）有機認定業務規程22条に関して必要な事項を定める。

### (権限の委譲)

第2条 当財団理事長（以下「理事長」という。）は、認定業務に係わる権限のうち、以下を認定事務局長に委譲し、業務を執行させることにより、迅速かつ円滑で合理的な業務の遂行を図る。

- ・必要に応じて特定の活動を委任するための委員会又は委員への権限の委譲、契約上の取り決め
- ・要員の力量に関する要求事項
- ・登録認定機関のマネジメントシステム
- ・認定に関する業務の実施及び監督
- ・認定の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消に関する決定
- ・苦情及び異議申し立てへの対応
- ・申請者との認定合意書の取り交わし業務

### (決裁)

第3条 この規程により委任された事務であっても、次の各号に該当するものについては理事長に報告し決裁を得なければならない。

- 1) 異例に属する事項
- 2) 紛争、論争又は将来その原因となる恐れのある事項
- 3) 先例となる事項
- 4) 認定の取消に関する事項

### (規程の改訂)

第4条 本規程の改訂は、理事長が行う。

### (補則)

第5条 本規程に定めない事項については、理事長が別に定める。

### (附則)

1. 本規程は、平成18年3月10日より施行する。
2. 平成24年8月30日一部改訂（この一部改訂は平成24年9月9日より施行する）。
3. 平成25年9月8日一部改訂（この一部改訂は平成25年9月8日より施行する）。
4. 平成26年3月9日一部改訂（この一部改訂は平成26年3月9日より施行する）